第72回 統計委員会 議事録

- 1 日 時 平成 26 年 1 月 31 日 (金) 13:00 ~ 14:05
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館11階 共用第一特別会議室

3 出席者

【委 員】

樋口委員長、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、中 山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策課調査統計企画室専門官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

松本総務大臣政務官、田中総務審議官

前川内閣府官房総括審議官、井内内閣府官房審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会 担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官(統 計基準担当)、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第58号の答申「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」
- (2) 諮問第64号「家計調査、個人企業経済調査、地方公務員給与実態調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査、薬事工業生産動態統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の指定の変更について(諮問)
- (3) その他

5 議事録

〇樋口委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第72回「統計委員会」を 開催いたします。

本日は、黒澤委員、深尾委員が所用のため欠席です。

また、本日は、公務の関係でただいま遅れておりますが、松本総務大臣政務官に御出席

いただくことになっております。後ほど御挨拶いただきます。

(政務官入室)

○樋口委員長 それでは、松本総務大臣政務官が御到着ですので、早速で恐縮ですが、御 挨拶をお願いいたします。

〇松本総務大臣政務官 どうも皆さん、ありがとうございます。統計の担当政務官を承っております松本文明と申します。

大隈重信公が、日本の政治の国力を測る上で、行政を進める上で、統計が最も重要だと言い残されております。私ども政治家はその統計の専門家ではありませんが、専門的知識というのでしょうか、そういうものがないと、今日の複雑な日本の国力を測る、国民の暮らしを正確に把握することは難しい。そういう中で、今回、樋口委員長を初め統計委員会の委員の皆さんには、昨年5月から約9か月間にわたって、この年末年始の大変多忙な中時間を割いていただいて審議を尽くしていただきました。

心から厚く厚く御礼を申し上げます。

本来、大臣がここに来て感謝の挨拶をしなければならないところでありますが、今日、 国会の都合で伺えないことを大変申し訳なく思っております。皆さんにくれぐれもお礼を 申し上げてくるように、というお話を賜って伺いました。

本日いただく答申「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」でありますけれども、公的統計はものすごく重要なことであります。社会・経済情勢の変化や利用者のニーズに対応して的確に見直すことが常に必要だと考えております。この公的統計において、ICT環境の変化に対応したオンライン調査、統計データの電子化・オープン化の推進を図ることは、政府全体として、今、最も重要な施策の一つだと考えておりまして、今般お示しをいただいた答申におきましても、より一層政策強化に資する統計の整備、消費税率の引上げを初めとする経済環境の変化への適切な対応など、貴重な御指摘を頂いております。

基本計画は、今後5年間の我が国の統計行政の運営にとってまさに羅針盤、国の行方を指し示すものでありまして、本年度中にこの答申を最大限尊重した形で新たな基本計画の閣議決定を行っていくことを約束させていただきます。今後とも個別統計調査の諮問審議、基本計画のフォローアップ、専門的かつ大局的な見地から、統計行政の発展のために御意見を頂きたいと考えておりますので、是非御指摘いただきたいと思っております。

最後に、今回、樋口委員長及び深尾委員長代理を中心として、現行基本計画の策定後、 毎年度実施しているフォローアップ等を通じた計画の推進から、また、新たな基本計画の 答申に至るまで約5年間にわたって御尽力を頂きましたことに改めて厚く御礼を申し上げ、 私の挨拶といたします。ありがとうございました。御苦労さまでした。

○樋口委員長 ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

まず、1月の人事異動に伴いまして、オブザーバーとして御出席いただく方が交代して

おります。一言御挨拶を頂ければと思っております。

内閣府経済社会総合研究所の西川所長、お願いいたします。

〇西川内閣府経済社会総合研究所所長 このたび内閣府の経済社会総合研究所の所長につきました西川です。改めてよろしくお願いいたします。

当研究所は、国民経済計算あるいは景気動向指数等の統計を抱えており、大変重責だと 思っております。統計委員会の皆様の御指導を仰いで、引き続き、一層よい統計をつくっ ていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○樋口委員長 それでは、事務局から資料について説明をお願いします。
- **〇村上内閣府統計委員会担当室長** それでは、お手元の議事次第を御覧いただければと思います。

まず、議事(1)の「諮問第58号の答申『公的統計の整備に関する基本的な計画の変更 について』」です。対応するのは資料1です。

それから、議事(2)「諮問第64号『家計調査、個人企業経済調査、地方公務員給与実 態調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査、薬事工業生産動態統計調査及び鉄道車両等生 産動態統計調査の指定の変更について(諮問)』」です。対応する資料は資料2です。

このほかに、参考1、参考2、参考3として、議事録、議事概要が添えられております。 私からは以上です。

○樋口委員長 それでは、議事に移ります。

最初の議題は、諮問第58号の答申「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」です。本件につきましては、先日開催されました第48回基本計画部会で審議・了承されているものです。部会審議の模様につきましては、参考1「第48回基本計画部会 議事概要」を御覧いただけますでしょうか。

本日は、資料1としまして、同部会で提示されました修正を反映した最終的な委員会としての答申案を配布しております。内容につきましては、既に皆様には事前に御確認いただいておりますが、本日改めてこの統計委員会におきまして委員の皆様から御了解を頂きたいと考えております。正式な統計委員会の答申としたいと思っておりますが、御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

では、これをもって統計委員会の正式な答申とします。 それでは、政務官に手渡しを致します。

(答申手交)

- 〇松本総務大臣政務官 皆さん、ありがとうございました。
- ○樋口委員長 では、よろしくお願いします。
- **〇松本総務大臣政務官** ありがとうございます。
- **〇樋口委員長** それでは、松本総務大臣政務官はお忙しいということですが、いかがでし

ようか。

〇松本総務大臣政務官

今日、これから国会の委員会があるものですから1時半までいようかと思ったのですが、途中で抜けるのも失礼ですから、切りのいいところで失礼をさせていただきます。これは早く閣議決定をして、大切に大切に、でき得る限りにこれに忠実にやらせていただきます。皆さん、ありがとうございました。お世話になりました。

〇樋口委員長 どうもありがとうございました。

(政務官退室)

○樋口委員長 本日は、委員会終了後に記者ブリーフィングをセットしております。その際に、取りまとめました基本計画の変更の答申について紹介させていただきたいと考えておりますので、御承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第64号「家計調査、個人企業経済調査、地方公務員給与実態調査、人口動態調査、 毎月勤労統計調査、薬事工業生産動態統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の指定の 変更について」を御議論いただきます。

統括官室から説明をお願いいたします。

○坂井総務省政策統括官室国際統計企画官 それでは、政策統括官室から説明いたします。 恐れ入りますが、お手元の資料2を御覧ください。

今回の諮問事項ですが、表題のうち、「家計調査、個人企業経済調査、地方公務員給与 実態調査」までが総務省所管の統計調査です。「人口動態調査、毎月勤労統計調査、薬事 工業生産動態統計調査」までが厚生労働省所管の統計調査です。「及び鉄道車両等生産動 態統計調査の指定の変更について」です。これら7本について指定を変更するというもの ですが、本日は、変更の基本的考え方及び変更後の形の2点を中心に説明させていただき ます。

まず、基本的な考え方ですが、資料2の2ページを御覧ください。今回の指定の変更に 当たりまして、統計法を所管いたします政策統括官室として考え方を取りまとめたもので す。本考え方につきましては各府省御了解済みです。

順に御説明します。

まず、1の部分です。平成21年4月に全面施行された現行統計法ですが、作成された統計 (Statistics) とそれを作成する一手法である統計調査 (Survey) を概念上明確に区分しております。政策統括官室といたしましては、実務上、基幹統計の名称変更というのは、各府省による基幹統計調査の変更内容等を確認した上で行うことが適当であろうという考え方に立ちまして、統計法第11条の規定に基づく変更申請がなされる際に基幹統計と基幹統計調査の名称を区別する形で措置してきたところです。

しかしながら、平成21年4月の全面施行以降、現行の基本計画の計画期間も残りあと2か月程度となった現在においても、各府省における措置予定は特段ありません。その結果、

基幹統計と基幹統計調査の名称が同一のままとなっているものが依然なお相当認められる という状況になっております。

恐縮ですが、1枚おめくりいただきまして、参考2を御覧いただきたいと思います。

ここに、平成26年1月31日現在、55基幹統計が示されておりますが、二重線を付した部分が、実はまだ基幹統計でありながら基幹統計調査という名称として残っております。

恐縮です。もう一度2ページ目にお移りください。

このように、基幹統計の名称が基幹統計調査の名称と同一となっているという事態は非常に不自然でして、統計法の理念から見て適切ではないので、早期に改善する必要があると考えております。したがいまして、今回、総務大臣が、統計法第7条の規定に基づきまして一括して滞貨一掃の意味で基幹統計の名称変更の諮問を行わせていただき、統計委員会の答申を受けて名称変更したいと考えているものです。

5に参ります。ただし、以下のいずれかの要件、すなわち1つ目ですが、調査内容の変更の諮問が近々に予定されているものにつきまして今回一括諮問の対象としてしまいますと、調査実施者におかれまして省令改正作業等の事務手続が二度発生する、その辺の煩わしさがありますので、それに該当する2統計を外させていただきます。具体的には、下に書いております文部科学省の学校基本調査及び経済産業省の商業動態統計調査です。

2つ目の例外と致しまして、現在、関連制度の改革について政府において議論が行われている最中のもの、これを踏まえた調査内容の変更の可能性があるものにつきましては除かせていただくという整理です。具体的には、文部科学省の社会教育調査です。

これが今回の変更の基本的な考え方です。

次に、どのような形に変更するかにつきまして説明いたします。 1 枚お戻りいただきまして、資料 2 の参考の 1 ページを御覧ください。

今回、対象といたしました7基幹統計が表中にあります。これにつきまして、統計法を 所管する総務省におきまして、関係する総務省、厚生労働省及び国土交通省と事務的な調 整をいたしまして、名称をここに掲げるように修正する予定です。

名称変更の考え方ですが、この1ページの下の「(説明)」のなお書きを御覧いただき たいと思います。

これらの統計につきましては、実は昭和20年代からの長い歴史が有ります。したがいまして、現行の基幹統計の名称を最大限残しつつ、家計調査から人口動態統計調査までの4つにつきましては「調査」を「統計」に変更する。そして、毎月勤労統計調査から鉄道車両等生産動態統計調査までにつきましては、最後の「統計調査」を「統計」に改める。いわゆる形式的な変更をさせていただくものです。

諮問の説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

〇樋口委員長 ありがとうございました。

この件につきましては、基幹統計の指定の変更ではありますが、説明にありましたよう に、その内容は、基幹統計のうち「調査」という名称になっているものを「統計」という 名称に変更するというものです。複数の統計調査が対象であり、担当する部会も多岐にわたりますので、統一的に名称変更するという内容になっているため、個別の部会で詳細に検討していただく論点も余りないのではないかと思います。このため、部会には付議せず、本委員会で御議論いただき、結論を得たいと考えておりますが、いかがでしょうか。皆様の御意見、御質問を受けたいと思います。

どうぞ。

〇野呂委員

「統計」と「調査」という言葉を厳格に使い分けるという統計法上の趣旨にのっとるということで、そこは理解したつもりですけれども、実際の運用の中で、でき上がりの統計は今後全部「統計」ということになるのか。例えば、今日、労働力調査のプレスがあったかと思うのですけれども、「労働力統計」ではなくて「労働力調査」と「調査」を使っておられる。このあたりも今後は変わっていくのかどうかということをお聞きしたいと思います。

といいますのは、そのプレス資料の下のほうに、我々民間が使わせていただく場合は「『これは労働力調査による』と出典を書くように」と注意書きがある関係で、私どももずっと「労働力調査」とか「国勢調査」を使ってきたのですけれども、今後、出典を書く場合は「労働力統計」とか「国勢統計」を使うようにしたほうがいいというような趣旨でしょうか。

- ○樋口委員長 お願いします。
- ○坂井総務省政策統括官室国際統計企画官 政策統括官室から説明いたします。

先生の御指摘の部分に関しては、当方でも、各府省のホームページ等々におきまして、統計調査における「統計」と「統計調査」の用語の区分に着目して調べてみました。確かに、先生がおっしゃるとおり、労働力統計等々につきまして、一部、調査の結果が「労働力調査」と書かれているものがあります。制度面は今回の法的な措置で対応いたしますけれども、このようになさっている各府省の事情というものがあるのだと思います。具体的には、調査結果と調査名を落とし、新しく基幹統計名を使用した場合は、その結果がユーザーに直ちに理解できるかという思い、あるいはユーザーにきちんと結果を還元したいという思い、さらに、調査に対する国民の理解と協力を引き続き得たいという調査実施者の現実的な思いがございます。

したがいまして、今回、諮問答申上はこういう対応をさせていただきますが、実際の運用面に当たっては直ちにこういう形で整理するのではなくて、各統計調査の実施者のお考えを踏まえつつ少しずつ変えていく。ただし、そのときは基本的に基幹統計と基幹統計調査の理念が誤解なきように整理させていただく所存です。

○樋口委員長 少しずつ変えていくというのが皆さんなかなか理解できないのかなと。どれぐらいのスパンで変えるのだとか、少しずつというと、ずっと変わらないものもあるし、どのようにしたらいいのでしょうかという御質問だろうと思います。

○坂井総務省政策統括官室国際統計企画官 具体的にホームページ等で「労働力調査」の例を引きますと、御指摘のとおり「労働力調査の結果」という形で出てはおります。ただ、そこで混乱が生じるという事実はありますけれども、それを直ちに全て一律に変えられるかというところは、統計調査の現場の温度としては少し厳しいと思われます。したがいまして、明らかに調査の結果が労働力調査というものだけが単一に書かれていて、基幹統計の形が出ないという形は望ましくないですので、現場の各府省の状況を踏まえながら現実的な対応をさせていただきたいというのが現在の政策統括官室の考え方です。

○樋口委員長 どうぞ。

- **〇野呂委員** ということは、我々が統計を引用させていただく場合につきましては、その「徐々に」に合わせて、例えば「労働力調査」を「労働力統計」に変えたり、「患者調査」を「患者統計」に変えたりしていく、行政の側のスピードに合わせて変えていく形になるという理解でよろしいでしょうか。
- **○坂井総務省政策統括官室国際統計企画官** 具体的に御使用になるときは、基本的に法律的な対応は今回きちんとさせていただきますが、公表していくときには、こういう形で公表してくださいというのを順次各府省と調整してまいりますので、少なくともそれよりは遅くならないような形で対応いただきたいと考えております。
- ○樋口委員長 どうぞ。
- ○前田委員 すみません。ちょっと確認まで。

私も気がついていなかったのですが、例えば、我々が「労調」と呼んでいる「労働力調査」は「労働力統計」に変更済みということなのですけれども、これは制度としてはいつ変わっていたものなのですか。徐々に変えられるということですが、もうかなり年数がたって変わっていないということは、事実上変わらないと考えてよろしいものなのでしょうか。

○坂井総務省政策統括官室国際統計企画官 統計委員会の整理の上では、24年にきちんと 答申いただいているところです。いわゆる法律上の措置としてそこはきちんと答申を いただいています。ただ、先ほどから繰り返し説明しておりますとおり、労働力調査というのはある意味で知名度がかなり高く、浸透もしているといったところから、少しずつ変えていかざるを得ないのかなと考えております。

したがいまして、今、野呂先生がおっしゃったように、まだ変わっていないものについてどのようにするかにつきましては個別に相談して対応していくという形になろうかと思っています。

○樋口委員長 皆さん、何となく釈然としないような雰囲気がありまして、例えばいつまでに変えるとか、あるいは変えないとか、何かしていかないと、ケース・バイ・ケースですと言うと、今度、皆さんが引用するときに、変わったのか変わらなかったのかという問題が発生するのではないかという御指摘だろうと思います。

〇坂井総務省政策統括官室国際統計企画官 時間的な問題としては、今回、滞貨一掃で整

理させていただきますので、少なくとも来年度中には、ユーザーの方が誤解のないように きちんと提示できるような形を目指してまいりたいと思っております。

〇樋口委員長 津谷委員。

〇津谷委員

現行の改正統計法の下では、統計を収集するための調査として主にSurvey、そしてその結果である収集されたデータを指す統計というものを区別することが法的に定められています。法律で定められている以上、変更が必要であると私は理解いたしました。

先ほどの労働力調査(労調)は、私ども研究者の間では広く知られているものなのですが、労働力調査(労調)と就業構造基本調査(就調)の2つ調査の内容の変更が同時に諮問にかかりましたときに、この名称の変更というものが一緒に審議されまして、労働力調査は、調査自身は「調査」、そして、その調査から収集された統計データを指すものが「労働力統計」とするという決定をさせていただきました。

就業構造基本調査も、同じように「調査」を「統計」とさせていただきました。そのときに樋口委員長が、今まで「労調」と言っていたけれども、これからは「労統」になるのかとおっしゃったことを覚えております。このような考え方は少しいいかげんであると批判される方もいらっしゃるかもしれないのですが、法律で決まっている以上、この変更は必要である、というか変更せざるを得ないものと理解をしております。

ただ、それを実際に使っていく際にどのように表記をするのかについて、「労働力調査からのデータ」もしくは「統計」と書けば、それほど大きな支障はないのではないかと思います。場合にもよると思いますが。ただ、公文書などの正式な文書にどのように書くのかという問題はあるかと思いますので、それについては、担当府省を中心に、統一した一貫性のある方針をきちんと出していただきたいと思います。

恐らく、全ての政府統計を一括して一度に全て変更するという訳にはいかないであろうと思います。ですので、非常に大事な、公的な重要性がある場合と、一般的に私どもが使わせていただく場合をある程度区別する。そして、今まで「労働力調査の結果」と言っていたのが「労働力統計」といきなり変更されると、混乱することになるかと思いますので、その移行期の対応がある程度必要かなと思いました。

○樋口委員長 分かりました。

事務局。今日、労働力統計が発表になった訳でしょう。あれは「労働力統計の発表」となっているのでしょうか。

- ○會田総務省統計局統計調査部長 「労働力調査の結果」です。
- **〇樋口委員長** 閣議とかを通るわけでしょう。そのとき、公文書だろうと思うのです。
- **〇會田総務省統計局統計調査部長** 「労働力調査の結果の報告」となっていると思います。 何月分の報告ということ。
- **〇樋口委員長** これは公文書ですか。分からない。 どうぞ。

○坂井総務省政策統括官室国際統計企画官 私どもが調べた感じでは、御指摘のとおり、 現在においては、ホームページを含めて「労働力調査の結果」という形で公表されていま す。先ほどから繰り返しますけれども、今、野呂先生がおっしゃったような混乱が生じる という問題が一方にあります。ただ、一方で、法制度としてここのところはきちんと整理 しなければいけないという話がありますので、1つの案としましては、併記していく。例 えば、労働力調査の結果として基幹統計としては労働力統計であるという形を併記するよ うな措置を事務的には考えております。

いずれにしても、運用についてはまだ各府省に協議をかけておりませんので、この委員会で御審議いただいた上で今後対応していくつもりです。そういう意味で、現場の混乱と、 建前として、法律の所管としての立場で一応バランスをとっていきたいと考えております。

- ○樋口委員長 では、白波瀬委員から順番に。
- **○白波瀬委員** 統括官室から、そういう意味では大変難しいお立場にあることを少しお伺いしたのですけれども、ここでは形式的な変更というところに実は意味があるような気が致しします。

つまり、今回においては、今、津谷委員からもありましたように、調査は調査なので、例えば労働力調査の名前を変えるということは全くない。ただ、それを用いた報告書等々の間に実は微妙に混乱があって、これは労働力統計を用いた数値であるにもかかわらず、その数値そのものは本を正せばずっと労働力調査なわけです。ですから、一括して労働力調査でもよろしいという意味ではよろしいかもしれないのですけれども、そこの概念的な区別をそもそも統計法の措置として作られているにもかかわらず、現場のところで若干の混乱があるように思うのです。

ただ、もう変えるという方向性が決まっているのであれば、これも変えなければいけない。現場の声ということで御配慮されるという点はそういう意味で非常に重要だと思うのですが、もう変えると決めた以上は変えなくてはいけないのに、ホームページ等で周知する期限を設けるのはかえって混乱を招くような気がしたのです。少なくとも公的なところではこれを一括、統一して用いるというような予定を立てていただいて、それをどう使うかというのは次の段階ではないでしょうか。

以上です。

○樋口委員長 よろしいでしょうか。

順番に。西郷委員。

○西郷委員 まず、今の諮問の内容というのが指定の変更にかかわるものなので、まず、 そちらを決着してしまった方がいいのではないか。今、話題の中心になっているのは、決 着した後の表章の段階で「統計」と言うべきなのか「調査」と言うべきなのかということ で、話題がちょっと違うように私には思えますので、議事の進行の仕方として、まず、指 定の変更に関して決着していただいた方がスムーズに進むのではないかというのが一つの 意見です。 もう一つは、「統計」と称すべきなのか「調査」と称すべきなのかということに関して、何々統計をつくっているのが何々調査であるので、引用する側としてはどちらを使っても間違いではないという意味では、別に誤解はないような気もするのです。その一方で、何々統計というのがあって、それを作るのが何々調査であるという整理がされている訳ですから、何々統計というふうに統一した方が、誤解が少ないだろうというのは私にも理解できます。

ただ、少し心配しているのは経済構造統計です。作っているのは経済センサスですね。この経済センサスというのは、残念ながら、まだ世の中にそれほど定着した概念ではなくて、これから統計委員会として、この調査が非常に大事なもので、これによって日本の経済の構造が分かるのですよということを一生懸命プロモートしていかなければいけない。そういう経済センサスをプロモートしていくときに、経済構造統計というのがまずあって、それを作っているのが経済センサスなのですよということを理解していただく方がいいのか。それとも、この間、経済センサスをやりましたけれども、これがこの経済センサスの結果ですとやった方がアピーリングなのか、それに関しては各府省の自由度がちょっとあってもいいのかなと個人的には感じているということです。

以上です。

〇樋口委員長 廣松委員。

〇廣松委員

もうほかの委員の方がおっしゃったことですが、私も、統計法の理念がこういう形で決められている以上、やはり変えるべきだと思います。

ただ、先ほど「現場」という言葉があったのですが、「現場」にも2つあって、調査実施者側とユーザー側と思惑が違う。統計の作成という立場からは、統計調査と同時に、最近は、行政記録も使うわけですが、調査実施者、統計作成者の立場の場合からは、どちらかというと、やはり調査の方に重きが置かれる。ユーザー側にとってみれば、特に今までヘビーユーザーが多かった統計というか調査に関しては、その名前はなるべく従来のまま使いたいという要望もあるでしょう。私は、先ほどの意見で、経過措置として両論併記というか、例えば、今挙がっています資料2の変更後の名称でいきますと「家計統計」と「家計調査の結果に基づく統計」と少し長くなりますけれども、当面の間、そのような形の両論併記で処理をする。その上で「家計統計」という名称がある程度定着してくれば、「家計調査の結果に基づく統計」という言葉を外すというふうにすればいいのではないか。

逆に、誤解を招くような名称の使い方はやめるという方がいいのではないかという気が 致します。

○樋口委員長 そうしましたら、まずは、今、諮問しているところについて御議論いただきまして、その後、その扱いをどうするかというふうに順を追って御議論いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 それでは、まず、ここの場で、部会に付託することなしに本委員会で決定 するというような方法でよろしいかどうかということについてお諮りいたします。よろし いでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

〇樋口委員長 ありがとうございました。

そうしましたら、事務局と相談しまして、答申案を用意しておりますので、それを配布 していただき、御覧いただければと思います。

それでは、この答申案について事務局から説明をお願いします。

〇坂井総務省政策統括官室国際統計企画官 答申の読み上げをもって説明代えさせていた だきます。

諮問第64号の答申

家計調査、個人企業経済調査、地方公務員給与実態調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査、薬事工業生産動態統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査

の指定の変更について (案)

本委員会は、諮問第64号による家計調査、個人企業経済調査、地方公務員給与実態調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査、薬事工業生産動態統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の指定の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 承認の適否

基幹統計の指定について、2のとおり変更して差し支えない。

2 変更理由等

統計法では、「統計」とそれを作成する手段である「統計調査」とを概念上区分して おり、基幹統計の名称と基幹統計調査の名称とが同一であることは適当ではない。

したがって、標記家計調査等7基幹統計の名称について、「統計」と「統計調査」を 区分する考え方を徹底する観点から、「調査」という用語を含めることは適当でないこ とを勘案し、また、統計法の考え方に基づき基幹統計の名称を変更した過去の例も踏ま え、形式的に次のとおり変更することは適当である。

表中は言葉を補足させていただきます。

現行「家計調査」を「家計統計」に、「個人企業経済調査」を「個人企業経済統計」に、「地方公務員給与実態調査」を「地方公務員給与実態統計」に、「人口動態調査」を「人口動態統計」に、「毎月勤労統計調査」を「毎月勤労統計に」、「薬事工業生産動態統計調査」を「薬事工業生産動態統計」に、「鉄道車両等生産動態統計調査」を「鉄道車両等生産動態統計」に変更する。

以上です。

〇樋口委員長 ただいまの説明につきまして御質問、御意見がありましたら、お願いいた

します。

よろしければ、それぞれ、本来付議するべき部会の部会長さんから御意見を頂きたいと 思います。

最初に、統計調査を担当しております産業統計部会の西郷部会長、いかがでしょうか。

- ○西郷委員 異存ありません。
- **〇樋口委員長** ありがとうございます。

次、人口・社会統計部会の白波瀬部会長、いかがでしょうか。

- **〇白波瀬委員** 異論ないのですけれども、繰り返しになりますが、周知の徹底など混乱が 起きないような最大限の努力はお願いしたいと思います。
- **○樋口委員長** それはこの後またということであります。
- **〇白波瀬委員** はい。すみません。
- **〇樋口委員長** それでは、サービス統計·企業統計部会の廣松部会長、いかがでしょうか。
- **○廣松委員** 異存はありません。ただ、文章上のことで一言よろしいですか。

変更理由のところで「統計法では、『統計』とそれを作成する手段である『統計調査』」となっているのですが、先ほども申しましたとおり、特に経済構造統計等では、行政記録情報も使っているという意味で「『統計』とそれを作成する手段の一つである『統計調査』とを概念上区分しており」というのではいかがでしょうか。

- **〇樋口委員長** いかがですか。事務局はいいですか。
- ○坂井総務省政策統括官室国際統計企画官 委員会の結論ですので結構です。
- **○樋口委員長** それでは、今、廣松部会長から御提案のありました、「変更理由等」の1 行目に「作成する手段の一つである」というふうに「の一つ」というのを加筆したいと思 います。その上でお認めいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございました。

それでは、この諮問第64号の答申「家計調査、個人企業経済調査、地方公務員給与実態調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査、薬事工業生産動態統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の指定の変更について」、本委員会として、この諮問案のとおり、一部変更した上で認めるということにしたいと思います。ありがとうございました。

これで総務大臣の方に答申をしますが、皆さんから提起された問題が残っております。 名前はこのように正式に変更されたということですが、この後、これをどのように扱うか ということについて御議論いただけたらと思います。

川崎委員。

〇川崎委員 参考的な論点の提起と意見を申し上げたいと思うのです。

1つは、この統計法で統計と統計調査を分けたという趣旨が、私の記憶では元々はこんな議論があったと思うのです。要するに、1つの統計をつくるために複数の統計調査をつくることもあるし、あるいは1つの統計調査から複数の統計をつくることもあるというこ

となので、必ずしも統計と統計調査が1対1対応ではない場合もこれから結構出てくるだろう。そういうこともあるから、結果としての成果物の統計と統計調査は分けて考えたほうがいいだろうという議論があったと記憶しております。

そういう意味では、ここに挙がっているような1対1対応するような例は必ずしも統計と統計調査を分けて考えなくてもいいのかもしれないという感覚もあったわけです。例えば、代表的なのは国民経済計算だと思いますが、そういう様々な統計を組み合わせてできるようなものもあるので、概念上分けていこうというのが元々の趣旨だったと思います。したがって、1つの統計調査の結果を「統計」と呼ぶか、「〇〇統計調査の結果」と呼ぶかというのは、どちらでもいいというか、それほど深い議論が統計法の議論の中であったわけではないと記憶しております。

そういう前提に立って考えますと、法令上の扱いがこうだから報告書の題名も変えなければいけないかといったら、元々そこまで杓子定規に考えていた訳ではないだろうと思います。混乱が起きないようにするというのは、おっしゃるとおり非常に重要なことだと思いますが、余り杓子定規に考え過ぎるがゆえに別の面の混乱を起こさないように気をつける必要があると私は思います。

別の面の混乱というのはどういうことかといいますと、統計のユーザーの観点も大事ですが、統計調査に協力してくださる方々に対しては、実は「調査」の名称の方がポピュラーなはずなのです。したがって、大事なことは、統計の利用上の報告書のタイトルですとか、それを引用するときの名称に混乱が起きないようにということと同時に、統計調査を受ける側に対しても、同じように広報、認知度を高めるためにも、そこの誤解がないようにするという配慮が必要だと思います。実は、統計調査ごとに広報の在り方というのは特徴があると思いますので、その両者を考えていただけたらと思っております。

そういう意味で、先ほど西郷委員がおっしゃった経済センサスのように、調査と統計の 名称がかなり離れているときは、本当に広報・周知は大丈夫だろうかという御懸念はよく 分かるわけで、それぞれの調査ごとの特徴に応じたストラテジーが必要ではないかと思い ます。

○樋口委員長 御意見いただきました。

これは法律ですので、法律を変えればまた別なのですが、少なくとも今はこの法律に従わなければいけないということは間違いないのだろうと思います。

その法律にのっとったところから言うと、今、変更理由でも出てきましたように、「調査」という用語を含めることは適当でないと先ほど御審議いただいたものの中に書いてありまして、今、例えば予算をとるとかいうようなときには、名前を変更した後については変更後の名前で予算等々はとっていることになりますか。要は、公文書における扱いというのはどうなっているのだという御質問です。

〇坂井総務省政策統括官室国際統計企画官 委員長御質問のうち、予算の関係は調べておりませんが、今、先ほどの広報関係を中心に調べています。そこのところは、21年全面施

行以降、7基幹統計が変わっていますけれども、引き続き使われているところもあれば、 使っていないところもあり、ちょっと区々になっている。

そういう意味では、まず一つは、政府内で足並みをそろえて変更するという手続をとっていく必要はある。後は、その形をどうするか、タイミングをどうするかにつきましては、 先ほど川崎委員がおっしゃったとおり、ユーザーにも配慮しなければいけませんし、あるいは調査客体にも配慮していかなければいけませんので、理念は理念として少しずつ現実的に変えていくというのが適切ではないかと考えております。

- ○樋口委員長 実施者の方からという御意見。
- ○會田総務省統計局統計調査部長 統計局でございます。

今、坂井企画官からおっしゃっていただいたとおりだと思います。いろいろな観点から見なければいけない。例えば法律の観点、調査への理解と協力を得る観点、分かりやすさの観点があります。それから、廣松先生からも、引用するサイドのところ、それから実施するサイドのところがありました。一番大切なのは、誤解のない表現をとることだと考えております。

確かに、基幹統計名ということで法律の中で公示しろということがありますけれども、 基幹統計調査の結果の公表の手法についてまで法律で決められているわけではないと考え ておりますので、そこは国民に誤解のないような形でやるのが一番いいのではないか。そ これは実施者として考えていかなければいけないのだと考えております。

それから、基幹統計名と基幹統計調査名を今回新たに区別されたというように聞こえますけれども、これは旧統計法であっても、指定統計名と指定統計調査名について、一応法令上は厳格に区別されていた概念でありますので、60年間、全然顧みられることもなくずっと続いてきた状態であるということは一つあると思います。

それからもう一つ、官庁統計である一般統計調査については、統計名はなく調査名だけ で統計を作成しているということもありますので、そういったことのバランスも考える必 要があるかと思います。

- ○樋口委員長 どうぞ。
- **○前田委員** 確認までですが、元々野呂委員がおっしゃったのは、ユーザーとしてどちらの名前を使うのがいいかというところから始まったと思うのです。政府でも、私が所属している日本銀行でも公的機関でありますが、公的機関が何か正式な文章を書く場合、今の話だとどちらでもいいと聞こえたのですが、そういう理解でよろしいですか。
- **○坂井総務省政策統括官室国際統計企画官** 今までは縛りをかけていないといいますか、 そこのところについての頭合わせが終わっておりませんので、法律的にはそれで統一して おりましたが、実行上、運用上、そこのところについては区々となっているのは先ほど申 し上げたとおりです。

ただ、今回、こういう形で滞貨一掃の整理をさせていただいたということですので、今後は各府省の実情を踏まえつつ、紛れのないようにしたい。時期は今のところ明言できま

せんけれども、できるだけ早目に表記振りを統一するような形で整理をさせていただきた いと思っています。

ちなみに政策統括官室の検討のスタンスだけコメントさせていただきますと、委員の皆様は御案内のとおり、政策統括官部局というのは基本的に法制度所管部局であると同時に、各府省が作成される統計が円滑に実施されるよう、その調査環境をきちんと整備していくというもう一つのミッションもあります。このように両方に目配せしている部局といたしましては、一方で、法制度部局として四角四面に適用するということは、現場の混乱がかなり生じるものですから、今回このような形にさせていただことう考えた次第です。

我々が一番恐れておりますのは、調査実施者において円滑な調査ができないということであり、そのような事態に立ち至りますと、樋口委員長が従来から懸念されておりますとおり、統計の質の低下するということを踏まえまして、理念と実態をどのような形でバランスをとって調整させていくかというところから検討しているところです。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

一番困るのは、両方の名前が出てきたときに「家計統計」と選ぶか「家計調査」と選ぶかはユーザー任せですというのは困るところもあるし、白書などはどうするのかと思いますが、今後そこを整理していただきたいということです。今の御提案は、要は何とか統計という方向を少なくとも使っていくのだと。そこに至るプロセスにおいて時間がどうかかるかは、それぞれの実施部局、あるいはその利用とか、調査対象者への影響ということを考えて行いますという理解でよろしいでしょうか。どうでしょう。

どうぞ。

○白波瀬委員 確認です。私の理解がそもそも間違っているかもしれないのですが、調査客体の話が出たのですけれども、調査客体はあくまでも家計調査なら家計調査への御協力ということで、これは一貫して何ら混乱がないと私は理解したのです。そういう意味で、一番混乱があるのは、多分、引用ではないでしょうか。直接調査データにアクセスをした場合の引用方法はもちろん「調査」ということになるかもしれないのですけれども、そういう状況というのは現代日本においては極めて少ないので、引用というところでは、そのデータを用いた統計ということなので、「家計統計」という形での引用が一番分かりやすい区別かなと思いました。要するに、御協力者の方については、私はこれについては何ら混乱がないのかなと思ったのですけれども、違いますか。

○樋口委員長 川崎委員、何かありますか。

○川崎委員 恐らく、実際に調査するときに、何々調査ですよといってアプローチするわけですから、その点では誤解はないです。ただ、あるとすれば、何々調査というのと何々統計というのが直接に、この統計の情報源がこちらの統計調査だというリンクが薄れてくる可能性があります。そうすると、調査に協力する側からすれば、調査は調査、統計は統計と理解されると危ないというところはあろうかと思います。先ほど典型的な例を西郷委

員がおっしゃられましたけれども、頭の名前が同じだから一緒ではないかという見方はあるかもしれませんが、その辺の懸念の度合い、色合いが調査ごとに違うかもしれないと思います。そこら辺を直ちに一括して物が言えるかどうかは私自身も自信がありません。

○樋口委員長 いかがでしょうか。

正式名称として使っていくのは、正に決められた何とか統計でしょうと。そこに至るまでにいろいろなプロセスはあるかもしれないけれども、着地点というか、目指すべきところというのはそれではないでしょうかというようなことだと思うのです。確かに、ここはそれぞれどうぞ御自由にという訳にはいかないと思うのです。

どうぞ。

〇津谷委員

繰り返しになるかもしれませんが、統計法は調査の名前を全部統計にしなければならないなどとは言っておりません。ですから、調査は調査であると思います。そういう意味では、客体という言葉が出ておりますけれども、今回の名称の変更は客体に触れることはしていない。ここで問題になっているのは、その調査の結果得られた情報であるところの統計をどのように誤解がないように表記していくのかということであると思います。経済センサスのように、複数の調査や行政記録を使う調査もありますので、調査の名前を統計に表記せよとは、統計法でも言っていないと思います。

、例えば一番問題になるのは、e-Stat が大変よく使われておりますけれども、そこに出てきたとき、先ほども言われたように「労働力調査結果」という形で上がっているわけですが、それをこれから「労働力統計」にするのかといったときに、どれぐらいの時間をかけて、どのようにやっていくのかということではないかと思います。労働力調査は固有名詞としても長く定着しているわけですが、それを「労働力統計」と変えたときに、労働力調査結果を指していることが統計利用者にわからなくなるといった混乱が当面起こらないように併記という形でやっていくしか現実的には対応がないのではないかと思います。

ただ、大きく名称が違う場合は、広報を徹底しなければならない。そのときの方針としては、まだ始まったばかりの経済センサスのように、新しいものについては、やはり調査を全面に出す必要があるのではないかと思います。収集された結果としての統計はひとまず置いておいて、皆様の協力と理解を広めていくためにも、戦略的な対応をとるしかないのではないかと思います。ですので、私は、いきなり全部変えるということについては現実的でないだけでなく、むしろ逆効果になる可能性もあるかと考えます。

○樋口委員長 変更しているものもあるのですね。

というところで、府省によって対応が違うというのが現状なのでしょう。

○坂井総務省政策統括官室国際統計企画官 政策統括官室が調べたデータではそうなっています。したがいまして、そこは変えられるところで先行していただく分は、当然、調査 実施者として、ユーザーなりメーカーとして支障がないと御判断の上でなさっているでしょうから問題はないかと。ただ、それにどこまで追いついていけるかというところについ て政策統括官室として各府省と調整して足並みをそろえる。しかも、それは、今、津谷先生がおっしゃったように、一律というのはなかなか難しい問題がありますので段階的に。その上で早目に対応していく。その目途が、例えば平成26年度中に早目に、明らかな混乱が生じているような事態をなくしていくという手当てから入っていくことになろうかと思います。

○樋口委員長 そうですね。

いろいろ見ますと、ホームページによっては何とか調査という名称を使ってくださいとまで書いているところもあるのです。それで皆さん困っているのではないかと。何とか統計というのが正式でしょうというのは御存じの上で、こちらは書いてあるのでこれを使っていると。マスコミ等々でもそれはよく言われます。

では、早急にそこは。

○坂井総務省政策統括官室国際統計企画官 そうですね。委員長が御懸念のとおり恐れているのは、例えば労働力調査ですと、「労働力調査」と使っていたものがいきなり「労働力統計」になってしまって、そこの連続性。例えば何年かたって「労働力統計」というものを使ったときに、前の調査との接続ができない、考えないという方が出てくることが、一番問題があると思いますので、そこのところを含めて、どういう注記があるのか。そこは、私どもだけではなくて、各省の知恵等をお借りしながら工夫してまいりたいと考えております。

○樋口委員長 では、そういう確認ということでよろしいでしょうか。目指すべきところ はそこだということで、実情を反映しながら、考慮しながら早急に対応してもらうという ふうにお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

本日の統計委員会で、昨年、平成25年10月から始まりました次期・第2期の基本計画の変更にかかわる審議は最後となり、無事答申を取りまとめることができました。長きにわたり、御多忙の中、御審議いただきまして、また円滑な進行に御協力いただきまして誠にありがとうございます。

なお、私事で恐縮でございますが、大変申し訳ございませんが、本日を最後に統計委員会の委員長及び委員の任を辞させていただきたいと考えております。平成21年10月に統計委員会委員に就任して以来、委員長の大役を務めさせていただきました。委員の皆様並びに各府省関係者の皆様、各自治体の皆様には改めてお礼を申し上げたいと思っております。

また、本日御欠席されております深尾委員からも、同時に、委員長代理及び委員の任を 辞したいとの申し出を頂いております。深尾委員も私と同じ時期に統計委員会委員に就任 され、委員長代理として御尽力されました。5年弱という期間、2人続けてまいりました が、本人に代わりまして委員辞任の御報告をするとともに、皆様への感謝を申し上げたい と思っております。どうもありがとうございました。

最後に、委員会を所管しております内閣府から御挨拶があるとのことですので、お願い いたします。

〇前川内閣府大臣官房審議官 内閣府の担当審議官の前川です。

樋口先生、それから、本日は御欠席ですけれども、深尾先生におかれましては、正しく 4年4か月にわたり、それぞれ、統計委員会の委員長、委員長代理としてお世話になりま した。厚く御礼申し上げます。

樋口委員長の御功績につきましては、委員の皆様、御存じのところではございますけれ ども、思い出していただくためにも少し具体的に紹介させていただきます。

樋口委員長の下での第2期以降の統計委員会は、最初の基本計画が作成された後、それを効果的に実施し、成果を実現していくために、統計委員会が専門的・中立的な立場からどう役割を果たすのかということが期待されておりました。この間、統計法に基づきまして4回の統計法施行状況審議を行っていただき、公的統計全般にわたりまして客観的な評価・検証を行った上で、その後の統計整備の方向性等を取りまとめ、御公表いただきました。

特に平成 21 年度の審議の際には、国民経済計算の整備と事業所の母集団データの整備について、また、昨年の平成 24 年度施行状況審議の際には、次期基本計画の基本的な考えについてそれぞれ関係大臣に御意見を提示していただきました。

そして、昨年10月からは第2期基本計画に係る審議を精力的に進めていただいたことは、 各委員を初め、ここに出席している皆が承知しているところであります。

また、この4年4か月の間と申しますと、大きな事件として、平成23年3月の東日本大震災があります。このときは、統計の調査におきましても、地域によっては調査が不可能になるなどいろいろなことがありました。そのとき、タイムリーに委員長談話を発表していただき、震災後の統計調査の在り方についても方針をお示しいただきました。

このように、統計委員会が統計整備の PDCA サイクルの中で重要な役割を果たし、今後も果たし得ることを実行して見せていただいた樋口委員長の功績には非常に大きいものがあると感じております。

樋口先生におかれましては、今回、統計委員会を離れることになりましたけれども、今後も公的統計の整備や統計委員会の活動におきまして引き続き御支援いただけるようお願い申し上げまして、私からの御礼の言葉とさせていただきます。長い間、どうもありがとうございました。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

最後に、次回の日程につきまして事務局から連絡をお願いいたします。

〇村上内閣府統計委員会担当室長 次回統計委員会につきましては、2月17日月曜日、15時から、この建物の12階の会議室で開催いたします。詳細につきましては別途御連絡申し上げます。

○樋口委員長 以上をもちまして、第72回「統計委員会」を終了いたします。 誠にありがとうございました。